議　　第　１６７　号

令和 ７ 年 ９ 月 １ 日提出

熊本市職員定数条例の一部改正について

熊本市職員定数条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和２４年告示第１２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「９０人」を「２４０人」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提出理由）

交通局の会計年度任用職員である電車運転士等の処遇の見直しに伴い、職員の定数の変更をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。